

前書之通令被見候。可被任勝手候。以上。

傳燈寺見龍判

田上屋吉兵衛殿

同 彦四郎殿

貴院高岩寺に、從檀那方可有寄附之書附令被見一段尤に存致與筆候。以上。

傳燈寺見龍判

幽谷院

以上

卯辰天長寺・同幽谷院永々無住等にて、縮方に相洩候儀も有之候に付、本寺宮腰口高岩寺寺内に、右ニケ寺共に引移置、跡屋敷地子銀等は、高岩寺よりは迄之通指出し、追而屋敷相望申者有之候者、願出相讓候様に致度旨、高岩寺願書付に加與書被出之、遂々會議願之通承届候條、高岩寺に可被申渡候。以上。

辰十二月廿四日

横山又五郎 印

長屋谷傳燈寺

右は天明四甲辰八月及出願處、同年十二月廿四日許可有

之也。

○運水峰傳燈院

曹洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當院開基者、能登國酒井永光寺開山瑩山和尚に而、永光寺之山内に有之處、年代久遠、當院既に荒敗致し候付、永光寺先住久外和尚、幸ひ金澤に檀那有之に依而、移轉之儀被相願、金澤鹽屋町に地子地申請、正保四年に建立仕之處、右地所御用地に相成被召上、寛文十一年卯辰山地子地申請移轉建立仕。とあり。按ずるに、傳燈院と田丸町の燈明庵とは、小庵の禪刹なりしかど皆古刹にて、傳燈院は酒井永光寺の寺中、燈明庵は野々市大乗寺の寺中にて、共に年代久遠、草創の來歴詳かならずといへども、傳燈院は總持寺開山佛禪師行實(註)に、瑩山禪師遷化。後建塔於大乗永光淨住總持四處。號曰傳燈院。とあり。されば今此の卯辰需町なる傳燈院は、そのさき能登國酒井永光寺の境内にありし頃は、永光寺の塔頭にて、開山瑩山和尚諡佛慈禪師の爲に建立ありし塔司なりし事知られけり。

○萬歲山天長寺址

其の遺跡は傳燈院の向ひなり。天長寺は臨濟宗妙心寺派の禪刹にて、承應二年の創立也。幽谷院と同じく、三社町高巖寺の支院と成る。然處無檀無住にて、永々縮方も無之付、幽谷院と共に寺院取疊み、本寺高巖寺へ合併し、跡地は地子地なる故に他へ譲り渡度旨、天明四年八月出願する處、同年十二月幽谷院と一集に許可相成。依之右舊地、今に至り河北郡浦波村日蓮宗法華寺の請地に致し、法華寺の持地と成しありとぞ。天長寺由來書左の如し。

就御尋申上候。

高巖寺之末寺 萬歲山天長寺

右者、承應二年に御當地才川河原町之後にて、玉井古市正鐵炮之者上り地に、掘掃部隠居所御座候を、圓心と申道心者預り居申候處に、淺香古左京被相求、拙僧師匠之法弟關山長老被致寄附、則其住所を請地に仕、右天長寺を致草創罷在申候處に、萬治二年に御足輕屋敷に爲御用被召上候故、三社常光寺之近隣に、拾二年之間借地仕罷在申候。

其後寺庵方替地被仰渡候節、先寺社御奉行永原左京殿・篠原織部殿へ御斷申上、寛文十一年に、泉野寺町續にて二百

二拾歩之所謂地仕候。則御普請御奉行・改作御奉行之紙面所持仕候。然處に翌年之秋、其地亦唯今之御足輕町並に被召上候に付、其刻追付御斷申上、卯辰山に而唯今之居屋敷二百歩請地仕罷在申候。天長寺者當寺之末寺にて、當分看坊故拙僧方より申上候。以上。

延寶九年四月廿一日 高巖寺普門判

傳燈寺

傳燈寺

不破 彦 三殿

富田治部左衛門殿

○松梅山感應寺址

天台宗にて、卯辰天滿宮の別當なりし故に、明治二年神佛混淆御廢止の官令に依りて復飾し、神職と成り、細峰右京と稱し、感應寺は廢寺と成りたり。其の地跡は爲町傳燈院の南隣也。

○卯辰天神社址

感應寺の天神と呼べり。此の神像は古作の木像なり。傳説